

## 千葉県職員健康審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県職員安全衛生管理規程（昭和58年千葉県訓令（甲）第10号）第33条第4項の規定に基づき、職員健康審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 総務局総務部長の職にある者
- (2) 総務局総務部人事課長の職にある者
- (3) 総務局総務部人材育成課長の職にある者
- (4) 医師である職員又は専門的知識を有する職員のうちから市長が任命する者

(任期)

第3条 前条第2項第4号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第4号に規定する委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 審査会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから市長が任命する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が主宰する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査方法等)

第6条 審査会の審査方法は、書類審査とする。

2 任命権者は、所属長に次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 状況報告書
- (2) 診断書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める書類

3 任命権者は、前項各号に掲げる書類が提出されたときは、当該書類に審査依頼書を添えて審査会に提出するものとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、審査に必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 議事に関係ある者の出席を求め、その意見を聴くこと
- (2) 被審査人に対し、必要な検査又は検診を受けるよう指示すること

(審査の結果報告)

第8条 委員長は、審査の結果を任命権者に報告するものとする。

(守秘義務)

第9条 審査会に出席した者は、その出席により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務局総務部人材育成課において処理する。

(補則)

第11条 この要領の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。